## ○指定介護機関の申請・届出事項

	届出の種類					
届出を要する事項	指定申請	誓約	変更		休止	その
	音書	書	届	届	届	他
<ul> <li>○新たに生活保護法による指定を受ける場合</li> <li>・平成26年6月30日までに介護保険法による指定は受けているが生活保護法による指定を受けていない場合</li> <li>・平成26年7月1日以降に生活保護法による指定介護機関の指定を不要とする申し出をしたが、その後生活保護法による指定を受けようとする場合</li> <li>○既に生活保護法による指定を受けている介護機関が新たに別のサービスの指定を受けようとする場合</li> </ul>	0	0				
<ul><li>○以下の事項に変更があった場合</li><li>・介護機関名称、所在地、住居表示の変更</li><li>・開設者の氏名、生年月日、住所 (開設者が法人の場合は法人名、住所、代表者、職名)</li><li>・管理者の氏名、生年月日、住所</li></ul>			0			
<ul> <li>○事業自体を廃止する場合 ・指定介護機関を廃止する場合 ・開設者が死亡した場合 等</li> <li>○事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わる場合 ・指定介護機関の開設者が当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の開設者となる場合 ・市郡をまたがる移転をする場合(同市内の所在地の変更は変更届で可能)</li> <li>・開設者が個人から法人、法人から個人又は別法人になる場合 等</li> </ul>				0		
○指定介護機関(介護サービス)を休止する場合					0	
○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受けた 指定介護機関が、生活保護法による指定介護機関の指定を不要と する場合						別段の申出
○休止した指介護機関(介護サービス)を再開した場合						再開届
○指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間を設けること)						辞退届
○処分を受けた場合						処分届

※ 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けている場合は、介護保険法の指定を受けたことをもって、指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、指定申請は不要です。 (この場合、廃止の届出も必要ありませんが、それ以外の事項に関する届出(変更等)は必要になります。)